平成２２年（フ）第７１号
大分県速見郡日出町大字大神4162番地２
破産者　佐野　故雄
１　決定年月日　平成23年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２０年（フ）第３１３号
宮崎県宮崎市下北方町新地830番地　フラワーマンション神宮北602号
破産者　柏田　歌子
１　決定年月日　平成23年３月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第５３６号
名古屋市中川区中須町199番地の２
破産者　伊藤ひとみ（旧姓吉川）
１　決定年月日　平成23年３月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０００号
愛知県豊明市新田町村合５番地、開始決定時の住所愛知県大府市北山町１丁目40番地
破産者　三浦　　透
１　決定年月日　平成23年３月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０８４号
愛知県春日井市押沢台６丁目１番地11
破産者　大野　義明
１　決定年月日　平成23年３月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５８４号
川崎市中原区井田中ノ町34番12号　ＢＥＣＫ元住ⅡＢ―302
破産者　澤村　啓之
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２４２１号
石川県加賀市黒崎町ヌ110番地１
破産者　片岡　　貢
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４１１号
愛知県海部郡蟹江町西之森９丁目207番地
破産者　宮地　智幸
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９１８号
名古屋市緑区鳴子町２丁目31番地の２
破産者　菊地　修行
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第７１７２号
大阪府東大阪市下小阪５丁目４番３号、従前の住所大阪府高槻市玉川２丁目36番306号
破産者　山形　雅一
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３１１号
大阪市旭区大宮１丁目15番14号サンハウス101号室　中村和正方、開始決定時住所大阪市阿倍野区阿倍野元町４番24―401号
破産者　山本　正典
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０９３号
大阪府東大阪市中石切町２丁目12番12号
破産者　曽根　憲一
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８５６号
大阪府吹田市内本町２丁目３番９―401号
破産者　森田　弘史
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８８８号
大阪府守口市京阪本通１丁目10番32―1221号
破産者　田中　竹子
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９９５号
大阪府枚方市田口山１丁目35番11―201号
破産者　藤田　　豊
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９２２号
大阪市城東区古市３丁目８番８―1104号、前住所大阪市中央区内淡路町２丁目２番11―803号
破産者　岩渕　吾郎
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番武庫川団地１―405、破産手続開始決定時の住所兵庫県西宮市浜町９番29―801号
破産者　岩瀬有美子（旧姓熊本）
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係